

内閣府特命担当大臣 蓮 舫 殿

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会長 富岡 守

独立行政法人等の法人文書保存に関する施策の一層の充実について(要望)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称「全史料協」)は、国や自治体、大学の公文書館、文書館等の全国の歴史資料の保存利用に関わる機関及びその職員等で構成する団体です。1976年に結成以来、歴史資料を国民共通の財産として後世に伝え、保存することを目的に活動を続け、1987年の公文書館法制定に際しては重要な役割を担いました。

全史料協としましては、「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」が公布され、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等につきまして、国として一元管理の方向性が示されましたことに対して、大いに期待を寄せるところであります。

しかしながら、実際、これを運用するにあたりいくつかの課題があります。その1つが法人文書を保存管理する国立公文書館等(法人文書館)の未設置の問題であります。ご存知のように、国立大学法人にあって公文書管理法2条3項2号の定める国立公文書館等の設置へ向けて動いているのはわずか6法人です。また独立行政法人通則法2条1項に規定する独立行政法人にあっては、その動きすらありません。これは、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」のうち、「B章 保存」、「C章 利用」等に独立行政法人等が対応することが、財政的に困難であることに原因があります。

国立大学法人の場合は、大学設置基準の必須条件として大学文書館を加えることや、一般の独立行政法人の場合は、機関の公共的性質から法の趣旨にのっとりた文書の保存・公開体制を構築することが必要であります。さらに、国立大学法人におきましては、法人文書ファイル管理簿に記載されていないいわゆる「簿外文書」の存在が多数確認されているという報告があり、それらを含め、本来歴史公文書等に該当するものが不用意に廃棄されないような対策が必要となります。これらの課題に対処するためには、関係各機関への働きかけとともに、具体的な支援を必要とします。

つきましては、下記の通り要望させていただきますので、本件に関する施策の一層の充実をお願い申し上げます。

記

- 1 独立行政法人等において、国立公文書館等が設置されないことを理由とする不用意な公文書廃棄がなされないよう、監督官庁に働きかけること。
- 2 独立行政法人等において、当該法人における歴史公文書等が適正且つ確実に保存できるように予算措置等を講じること。

民主党幹事長 岡田 克也 殿

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会長 富岡 守

独立行政法人等の法人文書保存に関する施策の一層の充実について(要望)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称「全史料協」)は、国や自治体、大学の公文書館、文書館等の全国の歴史資料の保存利用に関わる機関及びその職員等で構成する団体です。1976年に結成以来、歴史資料を国民共通の財産として後世に伝え、保存することを目的に活動を続け、1987年の公文書館法制定に際しては重要な役割を担いました。

全史料協としましては、「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」が公布され、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等につきまして、国として一元管理の方向性が示されましたことに対して、大いに期待を寄せるところであります。

しかしながら、実際、これを運用するにあたりいくつかの課題があります。その1つが法人文書を保存管理する国立公文書館等(法人文書館)の未設置の問題であります。ご存知のように、国立大学法人にあって公文書管理法2条3項2号の定める国立公文書館等の設置へ向けて動いているのはわずか6法人です。また独立行政法人通則法2条1項に規定する独立行政法人にあっては、その動きすらありません。これは、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」のうち、「B章 保存」、「C章 利用」等に独立行政法人等が対応することが、財政的に困難であることに原因があります。

国立大学法人の場合は、大学設置基準の必須条件として大学文書館を加えることや、一般の独立行政法人の場合は、機関の公共的性質から法の趣旨にのっとりた文書の保存・公開体制を構築することが必要であります。さらに、国立大学法人におきましては、法人文書ファイル管理簿に記載されていないいわゆる「簿外文書」の存在が多数確認されているという報告があり、それらを含め、本来歴史公文書等に該当するものが不用意に廃棄されないような対策が必要となります。これらの課題に対処するためには、関係各機関への働きかけとともに、具体的な支援を必要とします。

つきましては、下記の通り要望させていただきますので、本件に関する施策の一層の充実をお願い申し上げます。

記

- 1 独立行政法人等において、国立公文書館等が設置されないことを理由とする不用意な公文書廃棄がなされないよう、監督官庁に働きかけること。
- 2 独立行政法人等において、当該法人における歴史公文書等が適正且つ確実に保存できるように予算措置等を講じること。

内閣府大臣政務官 園田 康博 殿

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会長 富岡 守

独立行政法人等の法人文書保存に関する施策の一層の充実について(要望)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称「全史料協」)は、国や自治体、大学の公文書館、文書館等の全国の歴史資料の保存利用に関わる機関及びその職員等で構成する団体です。1976年に結成以来、歴史資料を国民共通の財産として後世に伝え、保存することを目的に活動を続け、1987年の公文書館法制定に際しては重要な役割を担いました。

全史料協としましては、「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」が公布され、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等につきまして、国として一元管理の方向性が示されましたことに対して、大いに期待を寄せるところであります。

しかしながら、実際、これを運用するにあたりいくつかの課題があります。その1つが法人文書を保存管理する国立公文書館等(法人文書館)の未設置の問題であります。ご存知のように、国立大学法人にあって公文書管理法2条3項2号の定める国立公文書館等の設置へ向けて動いているのはわずか6法人です。また独立行政法人通則法2条1項に規定する独立行政法人にあっては、その動きすらありません。これは、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」のうち、「B章 保存」、「C章 利用」等に独立行政法人等が対応することが、財政的に困難であることに原因があります。

国立大学法人の場合は、大学設置基準の必須条件として大学文書館を加えることや、一般の独立行政法人の場合は、機関の公共的性質から法の趣旨にのっとりた文書の保存・公開体制を構築することが必要であります。さらに、国立大学法人におきましては、法人文書ファイル管理簿に記載されていないいわゆる「簿外文書」の存在が多数確認されているという報告があり、それらを含め、本来歴史公文書等に該当するものが不用意に廃棄されないような対策が必要となります。これらの課題に対処するためには、関係各機関への働きかけとともに、具体的な支援を必要とします。

つきましては、下記の通り要望させていただきますので、本件に関する施策の一層の充実をお願い申し上げます。

記

- 1 独立行政法人等において、国立公文書館等が設置されないことを理由とする不用意な公文書廃棄がなされないよう、監督官庁に働きかけること。
- 2 独立行政法人等において、当該法人における歴史公文書等が適正且つ確実に保存できるように予算措置等を講じること。